

長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)地区計画の決定(長崎市決定)

都市計画 長崎スタジアムシティ地区計画 を次のように決定する。 (令和3年3月25日)

名 称	長崎スタジアムシティ地区計画	
位 置	長崎市 幸町 地内	
面 積	約 6.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、「長崎市都市計画マスタープラン」の都心周辺部に位置し、計画的に商業・業務地に土地利用転換し、高度利用を図る地区であるとともに、「長崎市立地適正化計画」の都心周辺部都市機能誘導区域に位置づけられた地区である。</p> <p>そこで、地区施設を適正に配置し都市基盤を確保することにより、大規模工場跡地を計画的に土地利用転換し、良好な商業業務地を形成することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>当地区は、サッカースタジアムを主体とし、オフィス、商業施設、宿泊施設、アリーナ施設などの機能を導入することにより、土地の高度利用を図る。</p>
	地区施設の方針	<p>当地区は、「長崎市都市計画マスタープラン」の公共交通連携軸に位置づけられる国道206号沿線に位置していることから、地区外の道路機能を阻害しないように、道路および歩行者専用通路を、土地利用転換後の交通量や交通形態に応じて適正な規模で配置するため、これらを地区施設として整備し、維持・保全を図る。</p>
	建築物等の方針	<p>スポーツ・文化活動を通じたまちづくりにふさわしい良好な市街地環境の整備を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>

地 区 整 備 計 画	地 区 の 名 称	長崎スタジアムシティ地区
	地 区 の 面 積	約 6.9ha
	地 区 施 設 の 配 置 及 び 規 模	歩道:幅員 約 3.5m、延長 約 90m
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>
	備 考	

「区域は計画図表示のとおり」